

静岡市ホームページに掲載する広告の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、新たな財源を確保し、健全な財政運営に資するため、広報広聴事業に支障のない範囲で静岡市ホームページに広告を有償で掲載するものとし、広告の掲載について必要な事項は、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ウェブページ ウェブブラウザに一度に表示されるデータのまとまりで、文字、画像、音声及び動画などから構成されるインターネット上で公開される情報をいう。
- (2) ウェブサイト 企業等の管理下にあるウェブページの集まりをいう。
- (3) 静岡市ホームページ 静岡市が管理するウェブサイトをいう。
- (4) バナー広告 ウェブページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するウェブページにリンクするものをいう。

(広告の種類)

第3条 静岡市ホームページに掲載する広告（以下「ホームページ広告」という。）は、バナー広告とする。

(掲載の権限及び範囲)

第4条 ホームページ広告の掲載の可否の決定は、別に定める静岡市広告審査会（以下「広告審査会」という。）の協議を経て、市長が行う。

2 前項の場合において、市長は、ホームページ広告の画像並びにそのリンク先のウェブページ及びその属するウェブサイトの内容が、次の各号のいずれかに該当するときは、静岡市ホームページに掲載しない。

- (1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 政治性のあるもの又は公職選挙法（昭和25年法律100号）に規定する選挙に係るもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 法令等に違反するもの、又はその疑いがあるもの
- (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (7) 社会問題についての主義主張又は意見に関するもの
- (8) 名刺広告（単に法人その他の団体の名称（代表者の氏名を含む。）又は個人の氏名を表示し、これらを公衆に周知する広告をいう。）
- (9) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (10) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、ホームページ広告として市長が不適切と認めるもの

3 ホームページ広告の掲載に当たっての表現に関する技術的基準は別に定める。

(ホームページ広告の規格)

第5条 ホームページ広告の規格は、次の表に掲げるとおりとする。

| | |
|-------|--|
| サイズ | 縦60ピクセル、横120ピクセル |
| 画像形式 | G I F (アニメーションの利用は、可能とする。)、J P E G 又は P N G によるもの |
| データ容量 | 4 K B 以内 |

(ホームページ広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第6条 ホームページ広告を掲載する静岡市ホームページのページ、位置及び掲載する枠(以下「広告枠」という。)の数は、市長が別に定める。

(ホームページ広告の掲載期間)

第7条 ホームページ広告を掲載する期間(以下「掲載期間」という。)は、1箇月を単位とし、第9条第2項の規定により市長が掲載を認めた期間とする。この場合において、当該期間は、年度を超えることができない。

(掲載希望者の募集)

第8条 ホームページ広告の掲載を希望する者(以下「掲載希望者」という。)の募集は、静岡市ホームページ等の広報媒体を利用して公募する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、公募によらないことができる。

2 前項の規定による公募に当たっては、広告枠の数、掲載が可能な期間、ホームページ広告の掲載料(以下「掲載料」という。)、公募期限等の必要事項を明示する。

3 第1項の規定による募集は、毎年度の当初の掲載に係るもののほか、広告枠を新たに設けたとき、又は広告枠に空きが生じることが明らかなきに行うことができる。

(ホームページ広告の掲載の申込み)

第9条 掲載希望者は、静岡市ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長が指定する期間内に提出しなければならない。

(1) ホームページ広告の原稿又はその形状が分かるもの及びその内容を説明したもの

(2) 事業者にあつては、当該事業の概要が分かる書類

(3) 資格又は免許を必要とする業種にあつては、それを証明する書類の写し

(4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 市長は、前項の規定による申込書の提出があつたときは、広告審査会によるホームページ広告掲載の適否の審査を経て、ホームページ広告の掲載の可否を決定する。

3 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による決定について、ホームページ広告の掲載期間を限定して行うことができる。

4 市長は、第2項の規定によりホームページ広告の掲載の可否を決定したときは、その結果を静岡市ホームページ広告掲載決定通知書(様式第2号)又は静岡市ホームページ広告非掲載決定通知書(様式第3号)により掲載希望者に通知する。

5 市長は、第2項の規定により広告審査会がホームページ広告の掲載を適当と認めた掲載希望者の数が、第6条の規定により定められた広告枠の数を超えたときは、次の順位により掲載の可否を決定する。

(1) 国若しくは地方公共団体又は国若しくは地方公共団体が出資し、又は出せんする法人及び団体のホームページ広告

(2) 公益法人及び公益的団体のホームページ広告（前号に掲げるものを除く。）

(3) 私企業のうち公益的性格を有する企業のホームページ広告

(4) 私企業又は事業を営む個人であつて市内に事業所、事務所等を有するもののホームページ広告（前号に掲げるものを除く。）

(5) 私企業又は事業を営む個人であつて市内に事業所、事務所等を有しないもののホームページ広告（第3号に掲げるものを除く。）

(6) 前各号に掲げるもの以外のホームページ広告

6 前項の規定による順位が同じホームページ広告が複数ある場合は、掲載を希望する期間が長い掲載希望者を優先し、掲載の可否を決定するものとする。

7 前2項の規定によつても、なお同順位の掲載希望者の数が第6条に規定する広告枠の数を超えるときは、抽選により決定するものとする。

（ホームページ広告の原稿の作成及び提出）

第10条 ホームページ広告の掲載を認められた者（以下「広告主」という。）は、ホームページ広告の原稿（電子媒体を含む。以下同じ。）を、市長が適当と認める方法により、その指定する日までに提出しなければならない。

2 前項に規定するホームページ広告の原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

（広告枠の位置の決定）

第11条 個々のホームページ広告に係る広告枠の位置の決定は、市長が行う。

（掲載料）

第12条 掲載料は、市長が別に定める。

（掲載料の納付）

第13条 広告主は、市長が指定する期限までに、掲載料を前納しなければならない。ただし、毎年度の4月分に係る掲載料の納入については、別に定める期限までに行うものとする。

（ホームページ広告の内容等の変更）

第14条 市長は、ホームページ広告の内容及びデザイン並びに広告主が指定したリンク先のウェブページ及びその属するウェブサイトの内容その他ホームページ広告の掲載に関するすべての事項（以下「広告等の内容等」という。）が第4条第2項及び第3項の規定に抵触するおそれがあると認めるときは、広告主に対して、その変更を求めるとともにホームページ広告の掲載を停止することができる。

(ホームページ広告の掲載の取消し)

第 15 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への催告その他の手続を要することなく、ホームページ広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 第 10 条に規定する日までに、ホームページ広告の原稿の提出がないとき。
- (2) 第 13 条に規定する期限までに、掲載料の納付がないとき。
- (3) 広告等の内容等の変更の求めに広告主が従わないとき又は広告等の内容等が改善される見込みがないとき。
- (4) ホームページ広告のリンク先が変更されたとき、又は閉鎖されたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長がホームページ広告の掲載を不適切と認めるとき。

(ホームページ広告の掲載の取下げ)

第 16 条 広告主は、自己の都合により、ホームページ広告の掲載を取り下げることができる。

- 2 広告主は、前項の規定により、ホームページ広告の掲載を取り下げようとするときは、書面により、市長に申し出なければならない。

(広告を掲載しているページの閉鎖)

第 17 条 市長は必要があると認める場合は、静岡市ホームページのうちホームページ広告を掲載しているページを閉鎖することができる。

(掲載料の還付等)

第 18 条 既納の掲載料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付する。

- (1) 広告主の責めに帰さない理由により市長がホームページ広告の掲載を取り消し、又は広告主がホームページ広告の掲載を取り下げたとき。
- (2) 前条の規定により、1 日を超えて市長がホームページ広告を掲載しているページを閉鎖したとき。
- 2 前項の規定により還付する掲載料は、日割りにより計算して得た額（その額 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- 3 前各項の規定により還付する掲載料には、利子を付さない。

(損害賠償)

第 19 条 市長は、次の各号に掲げる場合において広告主に損害が生じたときにおいても、その賠償の責めを負わない。

- (1) 第 14 条の規定によりホームページ広告の掲載を停止した場合
- (2) 第 15 条の規定によりホームページ広告の掲載を取り消した場合
- (3) 第 17 条の規定によりホームページ広告を掲載しているページを閉鎖した場合

(広告主の責務)

第 20 条 広告主は、広告等の内容等について、一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、ホームページ広告の掲載までに、広告等の内容等が第三者の権利を侵害す

るものでないことを確認し、及び広告等の内容等について知的所有権その他の権利処理を完了しなければならない。

3 広告主は、ホームページ広告について第三者から被害等の申立てがなされたときは、その責任及び負担により解決するとともに、当該ホームページ広告に起因して静岡市において損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

4 広告主は、ホームページ広告に係る一切の権利について、第三者への譲渡、転貸、担保差入その他の行為をその形態のいかんを問わず行ってはならない。

(管轄する裁判所)

第 21 条 この要綱に定めるホームページ広告掲載に関する訴えの提起等は、静岡市の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(雑則)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、ホームページ広告に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 7 月 19 日から施行する。

この要綱は、平成 22 年 1 月 27 日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

年 月 日

（あて先） 静岡市長

所在地
名 称
代表者役職名・氏名 ⑩
申込者 担当者氏名
連絡先 電話
F A X
E-mail

静岡市ホームページ広告掲載申込書

静岡市ホームページに掲載する広告の取扱いに関する要綱第9条の規定により、下記のとおり申し込みます。申込みに当たっては、静岡市ホームページに掲載する広告の取扱いに関する要綱及び広告の表現に関する技術的基準の内容を遵守します。

記

- 1 掲載希望期間 年 月 日から 年 月 日まで（ 箇月）
- 2 リンク先 URL（リンク先に指定するウェブサイトが公開されていない場合は、そのサイトを構成するデータ等を添付すること）
- 3 リンク先ホームページの内容
- 4 業種
- 5 広告の内容等
 - （1）内容等を記入してください。必要に応じ、別紙に記載することも可能とします。
 - （2）原稿が既にある場合は原稿を、ない場合はその形状が分かるものを添付してください。
- 6 添付書類
 - （1）事業者にあつては、当該事業の概要が分かる書類
 - （2）資格又は免許を必要とする業種にあつては、それを証明する書類の写し

様式第2号（第9条関係）

年 月 日

様

静岡市長 氏 名

静岡市ホームページ広告掲載決定通知書

平成 年 月 日付けで申込みのあった静岡市ホームページへのバナー広告掲載については、下記のとおり掲載することと決定したので、通知します。

つきましては、下記により手続きくださいますようお願いいたします。

記

- 1 掲載期間 年 月 日から 年 月 日まで（ 箇月）
- 2 掲載料 金 円
- 3 掲載料の納入 年 月 日までに、同封の納入通知書により、指定の場所でお支払いください。
- 4 原稿の提出 年 月 日までに、原稿（データ）を提出してください。
- 5 その他

様式第3号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

静岡市ホームページ広告非掲載決定通知書

年 月 日付で申込みのあった静岡市ホームページへのバナー広告掲載については、下記の理由により掲載しないことと決定したので、通知します。

記

1 掲載できない理由